

弟子屈町告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、令和7・8年度において弟子屈町が発注する工事の請負、設計、測量、地質調査又は物品の購入、製造の請負、借受け及び役務の提供並びに物品の売払いに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の中間申請期間、受付場所及び申請方法を定めたので、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 13 日

弟子屈町長 德永哲雄

1 競争入札参加資格審査の申請ができない者

次の各号のいずれかに該当する者は競争入札参加資格審査を申請することができない。

- (1) 政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は同条第2項各号のいずれか（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提出書類で定める税を滞納している者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- (4) 審査基準日（令和8年1月1日）の直前1年間において決算による実績高がない者

2 申請に必要となる資格及び要件等

契約の種類	資格及び要件等
(1)建設工事等	<p>ア 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けており、令和8年1月1日をもって引き続き1年以上その事業を営んでいること。</p> <p>イ 建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。</p> <p>ウ 経営事項審査において雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」または「適用除外」となっていること。また、当該加入状況が「無」であった後に「加入」又は「適用除外」となったものはそれぞれ、当該事実を証明する書類の提出が必要。</p>
(2)設計、測量、地質調査等	<p>ア 建築設計については、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築事務所の登録を受けてから、令和8年1月1日をもって引き続き1年以上その事業を営んでいること。</p> <p>イ 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による登録を受けてから、令和8年1月1日をもって引</p>

	<p>き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p> <p>ウ 漢字については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による登録を受けてから、令和 8 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p> <p>エ 地質調査については、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示 718 号）による登録を受けてから、令和 8 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。</p>
(3) 物品の購入、製造の請負、受け及び役務の提供並びに物品の売払い	ア 令和 8 年 1 月 1 日をもって引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
(4) 特に町長が必要と認めた者は、この限りでない。	

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、受理日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 1 の (1) 、 (3) 及び 2 に定める要件を欠くに至ったとき
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき

5 申請受付期間、提出先及び提出書類

(1) 申請受付期間

- ア 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 16 日（月）までとする。
(土曜・日曜・祝日を除く 9 時 30 分から 16 時 30 分まで)
- イ 郵送による送付を可とする。
- ウ 共同企業体に係る申請受付期間は、共同体が結成されたときとする。
- エ 特に町長が必要と認めた者に係る申請受付時期は、町長の指定する日とする。

(2) 提出先及び様式

契約の種類	様 式	提 出 先
工事及び設計、測量、地質調査	北海道市町村統一様式を使用	
物品の購入、製造の請負、受け及び役務の提供並びに物品の売払い	弟子屈町様式を使用するが、北海道様式も可	弟子屈町役場 総務課総務係

(3) 提出書類

(○印は提出を要する)

区分 内訳	工事の請負・ 設計・測量地 質調査の契約 関係	物件の製造の 請負、物件の 販売及び買入 れ並びにその 他の契約関係	備考
競争入札参加資格審査申請書 (建設工事、設計等の申請の場合 : 様式1、物品・役務の申請の場合 : 弟子屈町独自様式)	○	○	
入札参加資格審査申請書付票 (様式9(建設工事)、様式10(設計等))	○		
希望別分類表		○	
工事(事業)経歴書(様式3)	○		
工事経歴書集計表 (様式3の2)	○ (工事のみ)		
技術者名簿(様式4)	○	○	物品・役務等については法による有資格者を設置しなければならないもの(任意様式による)
経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(写)	○ (工事のみ) ※		総合評定値(P点)が記載されているもの
建設業許可通知書、許可申請書別表、登録通知書及び現況報告書の写又は当該証明書	○	○	工事業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業、建設設計業
建設業退職金共済組合等の加入が証明できるもの	○ (工事のみ)		
許可証・認可書又は登録書		○	許可、認可又は登録を必要とする営業にあっては許可、認可又は登録を受けたことを証明する書類(写し等でも可とする)
代理店(特約店)証明書		○	
取引実績表		○	過去1年間の官公庁との取引実績(任意様式による)
～以下の書類は共通書類(各申請区分で共通して提出が必要な書類)です。～			
誓約書(暴力団排除関係)	○	○	
登記事項証明書	○	○	申請時3ヶ月以内に発行されたもの 個人の場合は市区町村長が発行する 営業証明書
納税(完納)証明書 ※町内業者が以下の町税納税状況確認同意書を提出した場合は法人・代表者個人の分の町税の納税証明書の提出は不要	○	○	町外業者(国税・都道府県税) 町内業者(国・道・町税) ※町内業者については代表者個人の分(町税のみ)も必要 ※領収書の写しは不可 ※コピー可 ※消費税及び地方消費税の証明書も必要 ※国税: 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 ※道税: 法人道民税、法人事業税等
町税納税状況確認同意書 (町内業者のみ提出)	○	○	町税の納入状況を町が確認することを同意する場合のみ提出

代表者身元証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合のみ必要（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書：申請時3ヶ月以内に発行されたもの）
年間委任状	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
財務諸表（申請直前1年度決算のもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人営業の場合は収支計算書

※「2 申請に必要な資格及び要件等(1)ウ」に示す、経営規模等評価結果通知書の「雇用保険加入の有無」若しくは「健康保険及び厚生年金保険の加入の有無」の欄が「無」になっている事業者は、証明書類（社会保険料の領収書（写）、事業所の設置届又は加入義務がないことの申出書）を提出願います。